【預かり保育】幼児教育・保育の無償化に伴う認定申請手続きについて

（子育てのための施設等利用給付の受給手続きについて）

▶ この資料は盛岡市に申請いただく方の認定の手続き等について記載しています。
盛岡市以外にお住まいの方の認定要件や手続きについては、お住まいの市町村にお問い合わせください。

1．無償化の概要

施設等利用給付2号又は3号（いわゆる新2号又は新3号）認定を取得し、認定こども園や幼稚園の教育時間前後の預かり保育事業を利用した場合に、月額上限額の範囲内で利用料が給付されます。認定を希望する場合は、申請書などの必要書類を提出いただく必要があります。ご利用の施設へ必要書類を提出してください。

2．認定の区分と要件

▶ 認定の区分は次のいずれかとなります。

区分	給付上限額	対象となる子ども	【認定のイメージ】
新2号認定 （施設等利用 給付2号認定）	預かり保育料 450 円×利用日数 （月 1.13 万円まで）	・3歳児から5歳児クラス ※ 満3歳の方は対象外 ・保育の必要性を有すること。	教育・保育1号 ＋ 新2・3号 通常の1号認定に上乗せして取得します。 ※ 通常の2・3号認定（保育時間利用の認定）とは異なります。
新3号認定 （施設等利用 給付3号認定）	預かり保育料 450 円×利用日数 （月 1.63 万円まで）	・満3歳児クラス （3歳の誕生日から次の3月31 日までの間の子ども） ・保育の必要性を有すること。 ・非課税世帯であること。	

▶ 新2・3号認定の場合 保育の必要性は、次の①から⑩のいずれかに該当することが必要です。

	保育の必要性の事由
①	居宅外で労働している又は居宅内で当該児童と離れて日常の家事以外の労働をしていることを常態としていること。（月 48 時間以上。）
②	妊娠中であるか、又は出産後、間がないこと。（出産予定日の産前8週、産後8週。）
③	疾病にかかり、若しくは負傷し、又は精神若しくは身体に障がいを有していること。
④	長期にわたり疾病の状態にある親族、又は精神若しくは身体に障がいを有する親族を常時介護していること。
⑤	震災、風水害、火災その他の災害の復旧にあたっていること。
⑥	求職活動をしていること。（認定期間は 90 日間。）
⑦	虐待や DV のおそれがあること。（家庭相談員との関わりが必要。）
⑧	就学（専門学校・職業訓練校などに通っている場合も含む。）
⑨	育児休業を取得する際に、すでに預かり保育事業や認可外保育施設等を利用している子どもがいて継続利用する必要があること。
⑩	市長が認める前各号に類する状態にあること。

3. 認定申請時の提出書類

▶ 必要な書類は次のとおりです。認定希望日までにご利用の施設に提出してください。

(1) 全　員 施設等利用給付認定申請書（申請子ども1人につき1部）

(2) 全　員 申請保護者のマイナンバー（個人番号）が確認できる書類

次の①～③のうちいずれか一つを提出してください。

（市指定様式）

① マイナンバーカード(表面と裏面の両方の写し) 計1点
② マイナンバー確認書類(下記A)1点 ＋ 顔写真入りの身分証明書類(下記B)1点 計2点
③ マイナンバー確認書類(下記A)1点 ＋ 顔写真なしの身分証明書類(下記C)2点 計3点

Aの書類	・個人番号が記載された住民票の写し ・住民票記載事項証明書 ・マイナンバー通知カード（両面 ※）※ 記載事項に変更がない場合及び令和2年5月 25 日までに変更手続がとられている場合に限ります。
Bの書類	・運転免許証 ・パスポート ・身体障害者手帳・精神障害者保健福祉手帳 ・療育手帳 ・在留カード ・特別永住者証明書 ・その他官公署が発行した顔写真付き証明書
Cの書類	・資格確認書 ・介護保険被保険者証 ・年金手帳 ・児童扶養手当証書 ・特別児童扶養手当証書 ・その他官公署が発行した書類であって、氏名、生年月日又は住所が記載されているもの（住民票の写し、住民票記載事項証明書を含む。）

(3) 全　員 保育の必要性が確認できる書類（保護者1人につき 1部）

	区分	家庭の状況		提出書類
1	就労			・就労証明書【市指定様式】
2	妊娠・出産	・出産の前後		・母子健康手帳の表紙 ・出産予定日のページの写し
3	疾病・障害	・疾病のある方		・診断書【市指定様式】
		・障がいのある方	身体障害1～2級 精神障害1級 療育手帳 A 介護保険 要介護 4～5	・障害者手帳 ・介護保険被保険者証 等の写し
			上記以外の方	・診断書【市指定様式】
4	介護・看護	・障がい者や病人看護、介護をする方	身体障害1～2級 精神障害1級 療育手帳 A 介護保険 要介護 4～5 特別児童扶養手当1級	・障害者手帳 ・介護保険被保険者証 等の写し
			上記以外の方	・診断書【市指定様式】
5	就学	・大学生、大学院生		・在学証明書
		・専門学生、職業訓練生		・在学証明書 ・受講決定通知書 ・時間割表
6	求職活動	・求職活動を行っている方		不要（後日改めて書類提出を求めることがあります。）
7	そ の 他	・育児休業 ・上記以外の方		・育休取得期間が記載された就労証明書【市指定様式】 ・その他は問い合わせください。

4. その他

(1) 認定通知書について

- 施設等利用給付認定を取得された方には、ご利用の施設を通じて「認定通知書」をお送りします。
 認定番号のほか、認定状況や認定期間を記載していますので、内容をご確認ください。

(2) 認定期間について

- 新2・3号認定の有効期間は、提出いただいた就労証明書で父母いずれかの雇用期間が有期となっている方、産前産後、育児休業、求職活動中などあらかじめ法令で認定の有効期間が決まっている方については、それぞれの有効期間の終期までとなります。
- 認定期間が満了した場合や、上記の事由に該当しなくなった場合は、無償化の給付対象となりません。
 保育の必要性の事由が変更となるとき（育児休業→就労など）は、認定内容の変更について市に申し出ていただくことで、新たな事由に応じて改めて認定を行い、認定期間を設定し直すことができます。

(3) 給付方法について

- 預かり保育料は、「代理受領方式」又は「償還払い方式」のいずれかとなります。
 どちらの支払方式に対応しているかはご利用の施設にご確認ください。

> **【代理受領方式】** 給付上限額の範囲内で、施設に預かり保育料を支払う必要がなくなります。
>
> **【償還払い方式】** 一度施設に支払い、後日保護者の方が市へ請求することとなります。
>
> ※ 償還払いの利用料の請求は3か月に一度の手続きとなります。請求の際には施設から発行される「領収証兼特定子ども・子育て支援の提供に係る提供証明書」が必要となりますので、お手元で保管してください。詳細な手続きはご利用の施設を通じてお知らせします。

(4) 申請時と状況が変わった場合

- 申請後（認定後）に氏名や住所、世帯の状況、保育の必要性の事由（就労先等）に変更があった場合は、認定の変更手続き（「認定変更申請書 兼 変更届」等の提出）が必要となります。様式は市のホームページに掲載しています。また、ご利用の施設からも入手することができます。

(変更届の様式)

5. よくあるお問い合わせ

Q1 認定こども園・幼稚園の預かり保育事業は、保育の必要性があれば満3歳から無償化の給付の対象となりますか。

- 無償化の給付の対象となる期間は、3歳になった次の4月1日（3歳児クラス）からとなります**（新2号認定）**。
 なお、住民税非課税世帯の場合は、預かり保育についても満3歳から無償化の対象となります**（新3号認定）**。

Q2 就労証明書等の準備が認定希望日までに間に合わない場合は、どのようにすればよいですか。

- やむを得ない事情により、**就労証明書等の準備に時間を要する場合は、先に「施設等利用給付認定申請書」及び「認定保護者のマイナンバーが確認できる書類」のみを、認定希望日より前に提出してください**。

Q3 認定手続き前に利用した預かり保育事業は給付対象になりますか。

- **認定手続き前の利用分は給付対象となりません。**給付を受けるためには、あらかじめ認定手続きを行い、市から認定を受けておく必要があります。

Q4 保育の必要性の事由については、申請日時点の事由を記載すればよいですか。それとも、利用開始日（入園日）の見込みについて記載すればよいですか。

▶ 家庭の状況や保育の必要性の事由については、利用開始日の見込みで記載してください。保育の必要性の事由に関する証明書類も、利用開始日の状況（見込）が証明できるものを添付いただくこととなります。

Q5 夫婦共働きで認定一覧表・幼稚園の預かり保育を利用していますが、新2号認定の要件は何ですか。

▶ 共働きの場合は、両親が二人とも月48時間以上就労していることが要件となります。
就労証明書（市指定様式）をご準備いただき、認定申請書（新2・3号認定用）とともに提出してください。

Q6 9月12日が出産予定日ですが、上の子どもが預かり保育を利用することから、新2号認定を取得したいと考えています。新2号認定の対象となる期間はいつからいつまでですか。

▶ 出産予定日の8週間前の日が属する月の初日から、出産予定日の8週間後の日が属する月の末日までが対象期間となります。Q6の場合は7月初日から11月末日までが対象期間です。

Q7 8月10日に二人目の子どもが生まれ、育児休業を取得する予定です。その間、上の子どもが預かり保育を利用する予定ですが、新2号認定の対象となる期間はいつからいつまでですか。

▶ ①上の子どもが小学校に入学するまで、②育児休業終了予定日の属する月の末日までのいずれか短い方の期間が上のお子さんの対象期間となります。

Q8 8月10日に二人目の子どもが生まれ、育児休業を取得する予定です。育児休業を取得した後に、預かり保育の利用を検討しています。上の子どもは新2号認定対象となりますか。

▶ 育児休業に伴って上の子どもが新2・3号認定の対象となるのは、育児休業前から預かり保育を利用しており、引き続き利用する場合のみです。育児休業の開始に伴い、新たに利用する場合は認定の対象外です。

Q9 現在求職活動中ですが、90日の期間で就職できなかった場合、その後も新2号認定の対象となりますか。

▶ 認定期間を経過して就職していない場合は認定が取消となり、以降は預かり保育料に係る給付を受けることはできません。翌年度も引き続き求職中である場合、改めて認定を申請することは可能です。

Q10 幼稚園に在籍して預かり保育を利用している場合、新2号認定が取得できなかったときは、預かり保育を利用できなくなるのですか。

▶ 預かり保育事業を継続してご利用いただくことは可能ですが、無償化の給付の対象となりませんので、利用料は保護者の方にご負担いただくこととなります。

Q11 幼稚園が預かり保育を実施していますが、新2号認定を取得し、他の認可外保育施設や一時預かり事業を併用した場合、その費用は無償化の給付の対象となりますか。

▶ 幼稚園が預かり保育事業を実施している場合は、ご利用の幼稚園の預かり保育事業のみが無償化の給付の対象となります。認可外保育施設等を利用した場合の費用は給付対象外です。

なお、幼稚園が預かり保育事業を実施していないか、実施日数等が国が定める基準を下回る場合は、特例として認可外保育施設等の利用が無償化の対象となりますが、この場合はご利用の施設を通じて予め市から保護者の方へお知らせします。

Q12 盛岡市から転出する場合は、手続きが必要ですか。

▶ 転出する場合は、転出前に「認定変更申請書 兼 変更届」により住所の異動を市へ届け出てください。
なお、盛岡市からの認定は転出をもって取消となります。転出先で継続して無償化の給付を受けるためには、転出先の市町村あてに認定申請を行っていただく必要があります。

☞ お問い合わせ先

盛岡市子ども未来部子育てあんしん課 保育サービス推進係
〒020-0884 盛岡市神明町3番 29 号（盛岡市保健所1階）
電話（ダイヤルイン）019-626-7553 ファックス 019-652-3424
盛岡市のホームページ http://www.city.morioka.iwate.jp

(市公式ホームページ)